

平成27年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成27年3月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 2号 竜王町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 3号 竜王町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 4号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 5号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 6号 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 7号 竜王町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 8号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第 9号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第10号 竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第11号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第12号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第13号 竜王町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第16 議第14号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議第15号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議第16号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および

- 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議第 1 7 号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議第 1 8 号 竜王町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 2 1 議第 1 9 号 竜王町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第 2 2 議第 2 0 号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議第 2 1 号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議第 2 2 号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 竜王町田園空間博物館施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 竜王町道の駅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 竜王町美松台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 平成 2 6 年度竜王町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 平成 2 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘

- 定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議第 3 3 号 平成 2 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 6 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 7 議第 3 5 号 平成 2 6 年度竜王町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議第 3 6 号 平成 2 6 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 9 議第 3 7 号 平成 2 6 年度竜王町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 0 議第 3 8 号 平成 2 7 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 4 1 議第 3 9 号 平成 2 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 4 2 議第 4 0 号 平成 2 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 予算
- 日程第 4 3 議第 4 1 号 平成 2 7 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議第 4 2 号 平成 2 7 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議第 4 3 号 平成 2 7 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 6 議第 4 4 号 平成 2 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 7 議第 4 5 号 平成 2 7 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 4 8 議第 4 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 9 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（10名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
3番	(欠員)	4番	岡山富男
5番	山田義明	6番	内山英作
7番	貴多正幸	8番	古株克彦
9番	松浦博	10番	(欠員)
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

11番	菱田三男	1番	小森重剛
-----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	川部治夫
教育長	岡谷ふさ子	総務政策主監兼 産業建設主監	福山忠雄
住民福祉主監	松瀬徳之助	会計管理者	犬井教子
政策推進課長	杼木栄司	総務課長	奥浩市
生活安全課長	井口清幸	住民税務課長	知禿雅仁
福祉課長	田邊正俊	健康推進課長	嶋林さちこ
発達支援課長	木戸妙子	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	西川良浩
建設計画課長	井口和人	上下水道課長	徳谷則一
工業団地推進課長	尾崎康人	教育次長	山添登代一
学務課長	深井実	生涯学習課長	竹内修

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	若井政彦	書記	寺本育美
--------	------	----	------

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、10人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成27年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成27年第1回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

3月23日までの22日間の会期予定でございますが、この間、何とぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

三寒四温を繰り返しながら、日一日と春めいていくことかとは存じますものの、まだまだ寒さが続きます昨今でございますが、議員の皆様におかれましては、日々議会活動に御専念をいただき、あわせまして我々行政に携わる者に対しまして格段の御指導と御鞭撻を頂戴いたしておりますことに、深甚なる感謝と心からの御礼を申し上げますとところでございます。

さて、2月20日に竜王町議会議員の若井敏子様がお逝去されました。突然の訃報に、衝撃を受けたところであります。若井議員は、平成3年10月に竜王町議会議員として初当選し、以来6期24年の長きにわたり町の発展に尽くされ、住民の立場に立ったまちづくりに敏腕を発揮され、町民の厚い信望と信頼を受けておられました。

昨年暮れの12月議会定例会では、立っておられるのが精いっぱいといった御様子でありながら、熱い思いを述べられていたお姿が脳裏に浮かんでまいります。若井敏子議員様の御功績とありし日の面影をしのばせていただきながら、今は皆様とともに御冥福をお祈りさせていただくばかりであります。

話を転じさせていただきます。ことしはひつじ年であります。本町にありましては、一昨年、昨年と不祥事が重なりましてだけに、羊の性格にあやかり、この一年が穏やかな年であってほしいと年初に願わせていただいたところであり、同時に町制が敷かれて60周年を迎える記念の節目でもありますので、町の皆さんがこぞって充実した思いでこの年をお過ごしくださることを念じ上げさせていた

だいたものでありました。

5月31日に60周年の記念式典を予定させていただいておりますが、会場に入っただく方は限られた人数になりますが、できれば全町民が何らかの形で60周年に加わってくださって、長い町の歩みにおける還暦の足取りに思いを寄せていただきたいものと思っています。

そのためにも本年の諸行事を60周年に関連する冠に位置づけいたしながら、60年の積み重ねである還暦の節目をしっかりと刻し、皆様とともに新しい一歩を力強く踏み出し、持続可能なまちづくりへ向かってまいりたいと考えているところであります。

さて、昨年12月の衆議院総選挙後、第3次安倍内閣が発足し、地方創生を強く打ち出され、4,200億の補正予算が組まれたところであります。本町も取りこぼしのないように対応し、抱える課題を乗り越えて次につながるような事業を打ち出していかねばならないと考えていますし、地方の積極性を求めるというのがこの地方創生の特色とも言えるのではないかと存じます。

石破大臣は、地方の活性なくして日本の再生はあり得ないとも発言され、地方創生にかかる政府の意気込みが伝わってまいります。私はこの本気度を信ずるものでありますし、今だけに終わらない人口問題への将来を見据えた次なる施策を引き続き願うところであります。

地方創生の中で地方の経済、景気対策が目玉となっておりますが、去る2月6日に内閣府が発表した2014年12月の景気動向指数が一致指数、先行指数ともに改善となり、一致指数は前月比1.5ポイント上昇の110.7を発表したものであり、自動車や携帯電話等の耐久消費機器の出荷がふえたことが主な要因とされています。基調判断が改善となるのは、過去2013年7月から2014年3月の間で改善という表現が使用されましたが、それ以来ということになるわけであります。

しかし、地方にありましてはまだまだこの実感にはほど遠いものを感じますし、殊に農業等第一次産業では引き続き弱体化にあることも否めませず、常々申し上げておりますとおり、全国民がひとしく実感できる経済対策を強く望むものでありますし、地方創生が地域間での格差、また業種間での格差を埋め、バランスのとれた経済発展につながることを期待している次第であります。

常々申し上げておりますとおり、今、日本が抱える問題は待ったなしの課題と言えます。取り残された存在をなくするのが地方創生であり、自治体みずからが自

分たちの課題解決に向かう力強いまちづくりを目指し、国と地方が相まって進んでいけることを願っているところであります。

再度、話を転じさせていただきますが、本定例会では新年度の予算を御審議賜るところであります。年初から予算編成の作業に携わってまいりました中で、特筆すべきことを何点か申し上げたいと存じます。

1つ、平成26年度の予算編成において、約4億円の基金取り崩しを行わねば収支のバランスが合わせられなかったこと、新年度予算編成においても同額以上の取り崩しが必要となり、極めて財政状況が厳しくなっていることであります。

2つ、扶助費等により義務的経費の増嵩はいたし方ないというものの、引き続き借金返済のウエートが大なること、また法人町民税収の変動で本町の財政状況の硬直化が一段と進みつつあること。

3つ、こういった状況から、私自身、再度、行財政再建の原点に戻らねばならないと考えています。

本町にはたくさんの方の公の施設がありますが、議員の皆様の研修会に同席させていただきました際、講師から本町の公の施設のうち41%を見直す必要があると指摘を受けました。先人が建設してくださった諸施設については、守っていかねばならないとお伝えいたしてまいりましたが、改めて公の施設のあり方について検討しなければならないという財政の実態でもあります。

4つ目ではありますが、収入増へも積極的に取り組んでいかねばなりません。滋賀竜王工業団地整備を遅滞なく進めて、速やかな誘致企業の決定に向けて県や公社と一層協調し、取り組んでまいります。

以上、特筆すべき事項であります。何度も申し上げますとおり、入るをはかりて出るをなすのことわざが基本中の基本であります。新年度の予算に關しましては、一般会計、特別会計ともに慎重なる御審議をいただきますように衷心よりお願いを申し上げる次第でございます。

ほかにも触れさせていただきたいこともありますが、後ほど、新年度の行政執行方針を述べさせていただく予定でありますので、その中で述べさせていただきたいと存じます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係30件、平成26年度補正予算7件、平成27年度竜王町当初予算8件、その他1件の計46件であります。何とぞ慎重なる御審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蔵口嘉寿男） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番 菱田三男議員、1番 小森重剛議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 本日、ここに平成27年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出をいたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べさせていただきます。

まず、我が国の経済状況につきましては、平成26年度の景気見通しについて、法律で定められた平成27年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引き上げが、この時点における景気見通し等により、政府において1年半の間、先送りすることが決定されたとおり、平成26年4月1日の5%から8%への税率引き上げ以降、この引き上げ前までにおける駆け込み需要を受けました反動減等により経済成長の流れが鈍化していること、またくすぶり

続けます欧州での金融不安や、東欧及び中東地域を含めた武力衝突等の政治的な緊張の高まりによる世界経済に対する影響等によりまして、その見通しについて一層厳しさが増す現在の状況があり、一方で、昨年の消費税率及び地方消費税率の10%への引き上げの先送りに加えて、国において平成26年度第1号補正予算として地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が決定されるなど、再び我が国経済を回復軌道に戻すべく積極的な施策が展開されており、これらに大いに期待を寄せるところではあるものの、引き続き厳しい見通しを持たざるを得ない状況です。

竜王町におきましては、平成26年度における現在の状況について、固定資産税が償却資産の回復等により対予算比4%の増収を見込む一方で、個人町民税が対予算比で1%程度の減収、法人町民税法人税割について、おおむね予算どおりとなる平年ベースの収入が見込まれるものの、大幅な増収となった平成24年度及び平成25年度に比べると減収となったこと等により、町税としては2%程度の増加にとまる見込みであります。

他方、平成27年度の歳入見通しにおいては、歳入面では新たな増収である滋賀竜王工業団地関連の税収入について、多くが平成28年度以降となる見込みであり、平成27年度はおおむね平年ベースとなることを見込まれることに加えて、普通交付税及び臨時財政対策債においても平成26年度同様に見込めないことが想定されるところであります。

一方、歳出面においても社会保障関連経費が引き続き増加し、財政の硬直化が一層進行していく中で、重要課題である若者定住や施設の老朽化対策に対応していくことが求められるなど、一層の財源不足が見込まれるところであります。

このような状況の中で、平成27年度当初予算については、本町における各行政施策の根幹とする第五次竜王町総合計画の実施5年目であり前期基本計画の終了年度に当たることから、前期計画期間中に得られた成果と課題を踏まえて、平成28年度以降の後期計画を意識しつつ、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方を基本として、引き続き各施策の具体化に向けて取り組むこと、また本町施策における1つの大きなテーマとしている人口減少問題については、国においても、まち・ひと・しごと創生法の制定及びこれに規定する地方版人口ビジョン及び総合戦略の策定並びにこれに基づく地方の実情に応じた多様な取り組みに対する支援が示されたことを受けて、平成26年度3月補正予算において、本町人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けた予算及び同戦略の策定に先行して

取り組む地方創生に向けた事業に要する予算について前倒して計上することとしており、これと一体的に取り組むことを念頭に、本町の目指すまちづくりの実現に向けた各政策の柱に沿った事業を一層強く推し進めるべく、かつ平成27年度は町制60周年を迎える節目の年となることから、目標の達成に向けて一層邁進すべく、全庁挙げて汗をかき、知恵を出し合い、各業務の執行に当たることとしたところであります。

まず、教育環境の充実につきましては、平成23年度から継続して配置してきております町単独費による常勤講師について、平成27年度におきましても独自に引き続き配置することにより小・中学校における35人以下学級を実現するとともに、カウンセラーや特別支援等に係る対応に加えて、新たに小1すこやか支援員を配置、また中学生海外派遣事業や小学校教育用コンピューターの更新整備及び竜王幼稚園施設のトイレ等改修工事を初めとした各小学校・幼稚園施設の整備等々、教育環境の整備を図り、一層の教育力の向上に努めてまいります。

次に、竜王町の魅力をさらに町内外へ強く発信する要素として、本町農林公園施設について、今後、道の駅化に向けた手続を進めていくこと、またこれに伴い、例年、農林公園における果物などの農産物の最盛期において課題のありました駐車場について、道の駅化により発信力の強化を図る同施設の規模に応じた拡幅、住民の安心・安全につなげるための東近江行政組合の南消防出張所の竜王町への移転とあわせた水防倉庫等防災拠点施設の整備、地域福祉の充実に向けて、社会福祉協議会活動事業における地域福祉コーディネーターの設置、町内社会福祉法人が実施する障がいのある方々のための高齢者支援施設の整備に対する補助、趣味活動等を通して地域の人との交流を図り、高齢者の介護予防につなげる介護予防事業委託、国の制度改正を踏まえた介護保険特別会計における地域支援事業の充実等につきましても取り組んでまいります。

さらには、第五次竜王町総合計画における定住人口の増及び若者定住の実現に向けた魅力ある施策として、町内企業における地域経済の活性化に向けた要素もあわせまして、定住促進住宅新築・リフォーム助成事業を平成25年度から、実施3年目として平成27年度においても引き続き計上、また新たな要素として、平成26年度3月補正予算において、国の平成26年度第1号補正予算を活用して、本町地域経済の活性化に向けたプレミアム商品券の発行、地域の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動を通じた観光振興を創造しつつ、定住・定着を図ることを目的に、平成27年度から3年間を事業期間として実施

する地域おこし協力隊、本町施策における1つの大きなテーマとしている人口減少問題について、国においても創生法の制定、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定並びにこれに基づく地方の実情に応じた多様な取り組みに対する支援が示された中で、本町においても平成26年度3月補正予算において、本町総合戦略等の策定及びこれに先行して取り組む地方創生に向けた各事業に係る予算について前倒して計上することとしておりますことから、これと一体的に取り組むことを念頭に、定住人口増に向けた政策に一層磨きをかける中で、第五次竜王町総合計画の後期計画の策定を進めることとしておりまして、町制60周年という節目の年を地方創生元年とも言える転換点となる年と捉えて、一層町内外に対してこれらの事業の情報発信に努めるとともに、10年後の竜王町を見据えた中で、定住人口増加の着実な実現に向けたまちぐるみによる取り組みとして、各施策の実施による効果を最大限に引き出すよう進めてまいります。

また、平成25年度から着手しております町内岡屋地先における滋賀竜王工業団地の整備に向けた事業について、滋賀県及び滋賀県土地開発公社と強力で連携する中で進めさせていただいております。平成26年度には、一部の行程を前倒して誘致企業の受け付けが開始されるなど、日々実感が増してきており、まちの財政基盤を確固たるものにする上でも重要な政策の1つと位置づけますこの企業誘致の基盤づくりにつきましても、引き続き事業の推進に向けて、県及び県土地開発公社からの御支援も得ながら、的確・迅速に実施してまいります。

また、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方、基本理念に基づきまして個別に申し上げますと、1つ目の豊かな自然と歴史を誇れるまちづくりにつきましても、先人たちが守り継いでこられた美しい自然や風土、築いてこられた暮らしや歴史・文化遺産に、今を生きる我々が新たな魅力を加えることで、全ての町民が我がまちに誇りを持ち、さらに次の世代へと継承し続けていくための取り組みを実施してまいります。

2つ目のみんなが安心して暮らせるまちづくりにつきましても、きめ細かな教育環境の整備に向けて、新たな加配教員の配置や計画的な教育施設の整備に加えて、子どもの健やかな成長を願う乳幼児期や学齢期の支援から高齢期を健康で生き生きと暮らすための支援まで、生涯を通して福祉・保健・医療の各側面から一貫して提供する各支援について、教育面とのさらなる融合を図るとともに、特に子育て世帯に焦点を当てた支援の充実を図ります。

また、増加し続ける医療・介護等に係る行政需要に対して、引き続き町内の各

医療機関や各関係機関等と連携をとりながら、町民皆様の健康づくりに向けて、やはり予防を中心とした対策を着実に実施してまいります。

さらに、町民の安全・安心な生活を守るための基盤となる災害対策について、これの根幹となる新たな防災計画に基づき、水害を初めとした多様な災害に対する対策を計画的に実施するとともに、町地域防災拠点施設の整備を進めることに加えて、老朽化した橋梁等インフラについても適切でかつ計画的な管理に努めてまいります。

3つ目のチャンスを活かすたくましいまちづくりにつきましては、本町における自然や歴史、文化、農商工がそろったその利点を生かしつつ、新たな潮流を確実に本町に取り込みながら、若い世代を中心とした定住人口増加及び企業誘致、産業の振興に向けた取り組みを、創生法に基づく支援を活用しつつ実施してまいります。

4つ目の町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくりにつきましては、本町が蓄えている町民お一人お一人のエネルギーを結集せずして、我がまちが目指す大きな目標の達成は考えられません。また、限られた財源を効率的かつ効果的に活用する観点からも、これからのまちづくりには、さまざまな場面において町民皆様の参画を欠かすことはできません。

この平成27年度におきましては、町制60周年という、人でいえば還暦に当たります大変大きな節目の年を迎えることとなります。先人の皆様が築いてこられた数々の成果や蓄えてこられた英知を、今を受け継ぐ私たちがさらに成熟させていく、そして次代を担う世代に引き継いでいく、こういった思いを町民の皆様とともに共有する年であります。

ついては、成熟したまちとして、竜王町、自治会それぞれの運営や活動に、住民と行政がともに、みんなが輝ける生き生きとしたまちを築く取り組みを実施いたします。

ただいま、4つの基本理念を含め、項目を挙げて思いを述べさせていただいたところですが、冒頭でも申し上げましたように、平成27年度の予算編成の方針といたしまして、本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業に重点的に予算を配分させていただきつつ編成いたしました。これら一つ一つの事業を、平成27年度においては、平成26年度からの繰越明許費における地方創生関連事業と一体的に進めてまいること、福祉・介護・医療関係経費の増高等や、老朽化が著しい公共施設の改修等、多くの課題に対する活路を見出してまいりますとともに、

引き続き若者定住やまちづくりを推進する上で課題となっている地域コミュニティの強化、農業・農村の維持、産業の活性化等に関する施策について、町を挙げて事業を展開してまいります。

以上、平成27年度の竜王町における町政執行に向けた行政執行方針について、申し述べさせていただきました。ありがとうございました。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** それでは、平成27年度竜王町教育行政基本方針を申し上げます。

長文のため、要点を申し上げますので、省略する部分がございますが、御了承いただきたいと思っております。

ことしは戦後70年という節目の年を迎えています。この間、さまざまな教育課題に直面し、解決の努力をしながら、時代とともに教育のありようも変化しつつあります。昨年来、政権による「経済」とともに「教育」にも重点が置かれた「教育改革」が加速しています。

その1つが教育委員会改革です。地教行法の一部改正が昨年6月に公布され、4月から施行されます。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、いじめ等における迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものです。今後、「総合教育会議」の設置と「大綱」の策定に取り組んでまいります。地方創生も叫ばれる中、これにより地方の特色ある教育の一層の推進に寄与できるよう教育創生を進めていきたいと考えております。

一方、国の「第2期教育振興基本計画」（計画期間、平成25年度から29年度）の中で、社会を生き抜く力の養成が求められております。それは、幼稚園から高校における「生きる力の確実な育成」であり、成果指標として国際的な学力調査で世界トップレベルを目指すことや、いじめ、不登校、高校中退者の状況改善、子供の体力を昭和60年ごろの水準を上回ることを目指すことなどが挙げられています。

次に、次期学習指導要領の論議におきまして、中教審では教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価のあり方を一体として捉えております。今後、育成が求められる「21世紀型能力」として、自立した人格を持つ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するために、例えば、「主体性・自

律性にかかわる力」、「対人関係能力」、「課題解決力」、「学びに向かう力」、「情報活用能力」、「グローバル化に対応する力」、「持続可能な社会づくりに関わる実践力」を重視することが提言されています。また、我が国の児童・生徒の学習意欲や自立の意識に課題があることを踏まえ、主体性を持って学ぶ力の育成が重要であり、リーダーシップ、企画力・創造力、意欲や志を高めることや、人間としての思いやりや優しさ、感性など豊かな人間性に関する普遍的な教育の重視も必要であるとされています。

次に、滋賀県第2期教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）においては、滋賀の目指す教育の姿「『自立と共生』に向け、主体性・社会性を育む教育」に向けて、施策と重点取り組みの3本柱の1つに子供たちのたくましく生きる力を育むことが位置づけられています。

以上のような国や県の教育改革の流れを受けて、地方における教育行政を推進していくことが今求められております。竜王町にあつては、第五次総合計画の5年次の折り返し時点に当たり、町の将来像「“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」に向けての達成状況を総括し、目標に向かって一層着実に諸事業を推進していくことが必要であります。とりわけ若者定住、人口増加への取り組みは何よりも本町にとって喫緊の課題であり、人を大切にし、人づくりへの投資を重視することがうたわれています。教育は国家100年の計のとおり、未来への投資であり、まちづくりに最も重視されなければならないと考え、竜王町教育委員会では「教育でまちづくり」をモットーに、ことしも「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」に努めてまいります。

まず、学校教育分野においては、学校園における特色ある教育課程の編成とその充実により、子供たちに確かな学力と豊かな人間性、健やかな体と体力の向上を図ることに全力を挙げます。学力向上に向けては、学習指導法の工夫による授業改善、教員の指導力の向上、家庭学習充実のための家庭との連携、PTA学力向上委員会の活性化、公民館の学力アップ教室の充実、さらに一人一人の子供にきめ細かな指導を行うための少人数編成によるきめ細かな指導や支援員配置の継続、つまずき診断テストの実施等、さまざまな角度から一層の成果を求めてまいります。ICT機器の整備に関しては、今年度は小学校にも整備を進め、全町で研究推進に努め、子供たちにとって魅力ある授業の創造を図ってまいります。

また、グローバル社会に向け、子供たちの英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、文部科学省教育特区2年次となり、小・中高等学校における

英語教育の連携を大切にしながら、英語スピーチ大会や中学生国際交流事業ともリンクしながら充実に努めてまいります。

豊かな心の育成は、人格形成を図る教育として重視しなければなりません。道徳教育の充実を初め、図書館と学校園との連携による読書活動の推進や人権教育の充実を図っていきます。

さらに、幼児期の教育は、就学前教育として生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子供たちの「生きる力」の育成の基礎を培うために、基本的な生活習慣の育成や、遊びを通して集団の中で学ぶ環境づくりを推進するとともに、子ども・子育て支援新制度が始まる中で、竜王町にふさわしいあり方を今後も求めていく必要があります。

一方、社会教育においては、新社会教育法において、次代を担う自立した青少年の育成に向けて、社会教育行政として社会総がかりで子供を育てる取り組みを進め、地域の教育力の向上を図ることが重要視されており、竜王町においても公民館、図書館において、生涯学習の諸講座を初め、「学校支援地域本部活動」の事業や「第2次子ども読書活動推進計画」の策定に基づく取り組みを一層推進いたします。家庭教育の重要性が増す中で、PTA連絡協議会との共催による「教育フォーラム」を初めとした取り組みも、子育て親育ちのために学ぶ事業として充実を図ってまいります。

スポーツ振興においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定によりスポーツへの関心が高まるとともに、県では滋賀国体開催に向けた検討が進む中で、町においては既存施設を活用した種目の誘致に前向きに考えております。また、竜王町スポーツ推進計画4年次を迎え、幼児からお年寄りまでの健康体力づくりを進めますが、ラジオ体操とウォーキングを、地域やスポーツ推進委員会を初め、関係課・団体と連携を図って取り組みます。とりわけ8月の夏期巡回ラジオ体操に町民こぞっての参加を推進していきたいと考えます。

明るく住みよいまちづくりを目指す人権教育の推進においては、人権意識調査を踏まえた人権教育・啓発基本方針の策定を受けての啓発と推進に努め、竜王町人権宣言にのっとりた教育の推進によって人権意識の高揚に努めていきます。

文化財保護においては、昨年度に引き続き雪野山古墳の保存管理計画を策定し、その他町内にある多くの文化財の価値について普及・啓発を推進してまいります。

青少年の健全育成に関しては、少年補導委員会や青少年育成町民会議、子ども会連合会、PTA連絡協議会等の関係機関・関係団体の活動に支えられています

が、挨拶運動や主張大会、体験活動等、今後も緊密に連携を図ってまいります。

教育環境の整備においては、竜王中学校体育館の大改修が完成する中で卒業式が挙行され、その後も体育の授業、部活動、学校開放でと整備された環境のもと活用されています。中学校に整備しましたICT機器の活用については、各教科で活用が進み、生徒に魅力ある授業の展開が進められています。ことしは竜王幼稚園のトイレ改修や小学校へのICT機器の整備を進めてまいります。今後は竜王中学校のテニスコート、プール、グラウンド等の老朽化した諸施設について改修を進めていく必要があります。また、給食センターや竜王小学校の改築についても計画的に進めていかなければなりません。

以上、これまで教育の不易の部分も大切にしながら、先進的な取り組みにも積極果敢に取り組みを進めることで、成果としてあらわれてきた竜王町教育のよさを堅持しながら、時代の要請にも応えつつ、未来を見据え、教育に熱心な町竜王町の一層の発展を目指し、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針として、5つの重点目標のもとに、29の重点施策と具体的努力事項を設けて、着実な事業推進を図ってまいります。

この後、重点目標、重点施策、具体的努力事項、成果指標と続きますが、御一読お願いいたします。

議員の皆様方には、今後も御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。平成27年度教育行政基本方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。ここで午後2時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどで一般行政執行方針並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例**

**日程第 4 議第 2号 竜王町行政手続条例の一部を改正する条例**

**日程第 5 議第 3号 竜王町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

- 日程第 6 議第 4 号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 5 号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 6 号 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 7 号 竜王町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 8 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議第 9 号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議第 10 号 竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議第 11 号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議第 12 号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議第 13 号 竜王町保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第 16 議第 14 号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議第 15 号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議第 16 号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議第 17 号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議第 18 号 竜王町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 21 議第 19 号 竜王町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第 22 議第 20 号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 3 議第 2 1 号 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議第 2 2 号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 竜王町田園空間博物館施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 竜王町道の駅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 竜王町美松台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 平成 2 6 年度竜王町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 平成 2 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議第 3 3 号 平成 2 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 6 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 7 議第 3 5 号 平成 2 6 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 議第 3 6 号 平成 2 6 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議第 3 7 号 平成 2 6 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 0 議第 3 8 号 平成 2 7 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 4 1 議第 3 9 号 平成 2 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘

定) 予算

日程第 4 2 議第 4 0 号 平成 2 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算

日程第 4 3 議第 4 1 号 平成 2 7 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 4 4 議第 4 2 号 平成 2 7 年度竜王町下水道事業特別会計予算

日程第 4 5 議第 4 3 号 平成 2 7 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 4 6 議第 4 4 号 平成 2 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 7 議第 4 5 号 平成 2 7 年度竜王町水道事業会計予算

日程第 4 8 議第 4 6 号 工事請負契約の締結について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 議第 1 号から日程第 4 8 議第 4 6 号までの 4 6 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 1 号から議第 4 6 号までの 4 6 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 1 号から議第 3 7 号までの 3 7 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 1 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、きめ細やかな行政サービスを提供するため、「住民税務課」を「税務課」と「住民課」に分けるとともに、町長部局における「総務政策主監」、「住民福祉主監」及び「産業建設主監」について、部門ごとの主監を廃止し、「総務主監」として一本化させていただきたく一部改正をお願いするものでございます。

次に、議第 2 号、竜王町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成 2 6 年 6 月 1 3 日に公布され、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行され、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」ができることとなったことなどにより一部改正を行うものでございます。

また、この一部改正によって竜王町税条例についても引用する本条例の条項ずれが生じることから、附則において一部改正を行うものでございます。

次に、議第 3 号、竜王町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国と地方における関係の変化や地方創生の推進、本町における課題の解決に向けて、町議会の役割がより重要となっていく中で、各委員会の委員長の役割、責任、負担等が今まで以上に大きくなっていくことから、これに対応するため、報酬の区分に委員長を新設すること及び議会議

員の果たすべき役割に鑑み、国における「特別職の職員の給料に関する法律」並びに県下5町との均衡を踏まえ、議会議員の期末手当について一般職の職員と同様としていたものを常勤の特別職と同様の支給となるよう一部改正を行うものでございます。

次に、議第4号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を特別職として設置することとなったことにより、教育委員会委員長の報酬及び費用弁償額についての規定を削るため、一部改正を行うものでございます。

ただし、附則において、在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、この条例の規定は適用しないものとしております。

次に、議第5号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日施行されることから、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を常勤の特別職として設置し、その報酬について規定することに加え、特別職の期末手当の支給について、特別職の果たすべき役割に鑑み、県下5町との均衡を踏まえ、国における「特別職の職員の給料に関する法律」に準じるため、一部改正を行うものでございます。

ただし、附則において、在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、特別職となる規定は適用しないものとしております。

また、平成26年1月26日発生の総合庁舎別館火災に係り、町の財産を消失させるとともに、町に対する町民の信頼を著しく失墜させることに至った組織の長としての管理責任を負うため、町長については平成27年4月分及び平成27年5月分の2カ月分を、副町長については平成27年4月分の1カ月分を給料月額からそれぞれ1割減じる措置を講じるための一部改正を行うものでございます。

次に、議第6号、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を常勤の特別職として設置することとなったことに加えまして、職務専念

義務が定められたことにより一部改正を行うものでございます。

ただし、附則において、在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、第2条の規定は適用しないものとしております。

また、第1条の規定は、この附則を適用する間の教育長の期末手当の支給について、町長及び副町長と同様の支給となるようにするためのものでございます。

次に、議第7号、竜王町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例につきましては、コンビニエンスストアにおいて町税等を納付することができる、いわゆる「コンビニ収納」における契約に対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第8号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、督促状の発送に伴う経費との整合及び税の負担の公平性の確保から平成27年度以降の町税に係る督促手数料を見直すこととし、現行の80円を100円に引き上げるため、一部改正を行うものです。

次に、議第9号、竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまで使用料徴収条例で定めておりました幼稚園保育料の額を幼稚園条例で定める必要があることなどから一部改正を行うものでございます。

次に、議第10号、竜王町公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第11号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、また利用実態に合わせるため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第12号、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第13号、竜王町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきましては、これまで保育の必要性の認定に関する基準は、児童福祉法第24条第1項の規定により市町村が条例で定めることとされていましたが、児童福祉法の改正

により、子ども・子育て支援法及び同法施行規則において、保育の必要性の認定に関する基準が規定されたことから、本条例を廃止するものでございます。

次に、議第14号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、本町における人口推計から高齢化に伴う給付費の増加等を勘案し、団塊の世代が後期高齢を迎える平成37年度を想定する中で、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中における第1号被保険者の負担する介護保険料を現行第5期の基準額3,920円から5,600円に改定するものでございます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置としまして、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、これを平成28年4月1日から行うものとして定めるものでございます。

加えて、督促手数料につきましては、平成27年度以降の介護保険料に係る督促状の発送に伴う経費及び料金の負担の公平性から督促手数料を見直すこととし、現行の80円を100円に引き上げるものでございます。

次に、議第15号、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、介護予防拠点施設である鶴川ふれあいプラザ、岡屋ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザの使用料につきまして、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第16号、竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例について改正が必要となりましたことから一部改正を行うものでございます。

省令の改正の主な内容といたしましては、これまで「複合型サービス」と称していた事業名を事業の内容をイメージしやすいように「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるなどでございます。

次に、議第17号、竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましても、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公

布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、本条例についても改正が必要となりましたことから一部改正を行うものでございます。

省令の改正の主な内容といたしましては、先ほどの議第16号における内容と同様でございます。

次に、議第18号、竜王町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第3次地方分権一括法」が平成25年6月14日に公布され、その一部が経過措置を経て平成27年4月1日から施行されることにより、これまで国において定められていた「指定介護予防支援の事業および基準該当介護予防支援の事業」の人員及び運営の基準と「指定介護予防支援および基準該当介護予防支援」に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村の条例で定める必要が生じたことに加え、介護保険法における要支援者のケアプランの作成等を事業とする指定介護予防支援事業者の指定に関する事項を定めるため、制定するものでございます。

基準につきましては、国が示す参酌基準や従うべき基準を採用しつつ、町独自として「人権侵害の防止」、「非常災害対策」について規定しております。

次に、議第19号、竜王町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第3次地方分権一括法」が平成25年6月14日に公布され、その一部が経過措置を経て平成27年4月1日から施行されることにより、これまで国において定められていた地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を市町村の条例で定める必要が生じたことにより制定するものでございます。

基準につきましては、国が示す参酌基準や従うべき基準を採用しつつ、町独自として「人権侵害の防止」と「非常災害対策」について規定しております。

次に、議第20号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、督促状の発送に伴う経費との整合及び税の負担の公平性の確保から、平成27年度以降の保険料に係る督促手数料を見直すこととし、現行の8

0円を100円に引き上げるため、一部改正を行うものです。

次に、議第21号、竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第22号、竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第23号、竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、また現在の利用実態に合わせるため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第24号、竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第25号、竜王町田園空間博物館施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第26号、竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第27号、竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、また現在の利用実態に合わせるため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第28号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性と公正性の確保及び平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに対応するため、また利用実態にも即して使用料の見直しを行ったこ

とにより、これらに係る料金の改正を行うものでございます。

次に、議第29号、竜王町道の駅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の公平性・公正性の確保及び平成26年4月から実施されました消費税率の引き上げに対応するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第30号、竜王町美松台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法第12条の4第1項の規定により定めた地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に、条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第3条では建築物の制限の適用区域を、第4条から第9条で良好な地区を形成するための建築物に対しての制限規定を、第12条では規定に違反した場合の罰則を定めております。

次に、議第31号、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第7号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第6号）までの歳入歳出予算額が64億5,648万9,000円でございます。

今回、この総額から歳入歳出それぞれ4億946万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,702万9,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、その多くは年度末を迎え、各事業費、事務量の確定またはその見込みにより、町税や国・県負担金や補助金などの歳入予算及び歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

主な内容としまして、歳入では、町税におきまして法人町民税及び固定資産税について増額、国庫支出金におきまして地域住民生活等緊急支援交付金について追加、また当初予算におきまして不足する一般財源に充当するため予算化しておりました財政調整基金繰入金について減額させていただくもの等でございます。

歳出では、平成26年度国補正予算（第1号）を活用したまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業等を前倒して実施するため、追加計上させていただくもの、また今後の財政運営をより安定的に行うため、教育厚生施設等整備基金等への積立金を追加計上させていただくもの、執行見込みによる職員人件費について増額させていただくもの等であります。

さらに、年度末を迎え、各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまし

て遅延が生じているものが見受けられますことから、これら事業を翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許の措置をお願いすることとあわせまして、地方債の追加及び変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第32号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が12億686万4,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億805万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、額の確定により、後期高齢者支援金等が381万3,000円の減額とする一方で、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金が142万6,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が365万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

保険税の還付見込みにより、諸支出金の一般被保険者保険税還付金が40万円、一般被保険者保険税還付加算金が3,000円、歯科保健事業補助金の額の確定により、施設勘定繰入金金が6,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入では、決算見込みにより、一般被保険者国民健康保険税が128万8,000円、退職被保険者等国民健康保険税が948万5,000円のそれぞれ減額でございます。

額の確定により国庫支出金の療養給付費等負担金が580万6,000円の減額でございます。

決算見込みにより共同事業交付金の共同事業交付金が723万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金が598万9,000円のそれぞれ減額でございます。

保険基盤安定繰入金金の額の決定により、一般会計繰入金金が641万7,000円の増額、財政調整基金繰入金金が2,520万2,000円の減額でございます。

前年度からの繰越金が4,787万円の増額でございます。

次に、議第33号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が医科820万円、歯科5,285万6,

000円でございます。

今回、医科については総額に歳入歳出それぞれ764万6,000円を追加、歯科については総額から歳入歳出それぞれ104万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科1,584万6,000円、歯科5,181万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、歳入では、決算見込みにより、繰入金の財政調整基金繰入金が24万7,000円の減額、前年度からの繰越金が789万3,000円の増額でございます。

歳出では、前年度末に退職された医師に係る退職金相当額として、総務費の一般管理費が764万6,000円の増額でございます。

歯科につきましては、歳入では、決算見込みにより診療収入の外来収入が65万4,000円、介護サービス収入が19万9,000円のそれぞれ減額、繰入金の事業勘定繰入金が6,000円の増額、財政調整基金繰入金が91万5,000円の減額、前年度からの繰越金が71万8,000円の増額でございます。

歳出では、決算見込みにより総務費の一般管理費が103万6,000円、歯科保健センター管理費が8,000円のそれぞれ減額でございます。

次に、議第34号、平成26年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在、お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が6億3,841万6,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ871万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,970万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、その多くは平成26年度の執行見込みによる調整等によるものでありますが、歳入では、繰越金が497万2,000円の増額、一般会計からの繰入金が1,368万8,000円の減額でございます。

歳出につきましては、下水道使用料等関連業務及び測量試験業務の入札結果により138万7,000円、人件費が375万2,000円のそれぞれ減額、下水道マンホールポンプ及びマンホール周辺舗装の修繕費が159万8,000円の増額、琵琶湖流域下水道維持管理負担金が350万円、公債費償還利子が179万8,000円のそれぞれ減額でございます。

次に、議第35号、平成26年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めいただいております補正予算（第2号）までの歳

入歳出予算額が8億6,143万2,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ6,686万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,457万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、保険給付費といたしまして、認定者数と受給者数の伸びが例年より低調となったことに伴う減額、ただし、施設サービス費に限っては受給者の増加に伴う増額となっております。

介護サービス等諸費といたしまして、居宅介護サービス給付費が5,400万8,000円の減額、施設介護サービス給付費が466万5,000円の増額、居宅介護サービス計画給付費が379万8,000円、地域密着型介護サービス給付費が520万6,000円のそれぞれ減額でございます。

介護予防サービス等諸費といたしまして、認定者数と受給者数の伸びが例年より低調となったことに伴い、介護予防サービス給付費が172万2,000円の減額でございます。

特定入所者介護サービス等費といたしまして、特定入所者介護サービス費として183万1,000円の減額でございます。

歳入におきましては、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込み額等に見合う国・県支払基金など公費負担分の減額並びに一般会計繰入金の減額、基金繰入金、繰越金の増額でございます。

次に、議第36号、平成26年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8,730万円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,729万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、決算見込みにより繰入金の保険基盤安定繰入金が57万円の減額、前年度からの繰越金が56万4,000円の増額でございます。

歳出では、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金が6,000円の減額、諸支出金の還付加算金が1,000円の増額でございます。

次に、議第37号、平成26年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成26年度竜王町水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億8,573万8,000円から今回364万円を減額し、

3億8,209万8,000円に、また第4条で定めました資本的収入の既決予定額854万4,000円から今回158万8,000円を減額し、695万6,000円に、資本的支出の既決予定額1億2,525万3,000円から今回715万円を減額し、1億1,810万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、収益的支出につきましては、営業費用の総係費といたしまして、水道管理システム更新及び保守業務、水道事業包括業務及びハンディーターミナル導入に伴うシステム改修業務に係ります委託料196万1,000円の減額、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして、企業債利息51万2,000円の減額、特別損失のその他特別損失といたしまして、地方公営企業会計制度の見直しに係ります貸倒引当金繰入額78万5,000円を減額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、他会計負担金といたしまして、布設替工事に伴います消火栓設置負担金が158万8,000円の減額、資本的支出につきましては、建設改良費の改良事業費といたしまして、老朽管布設替設計業務に係ります委託料419万6,000円の減額、松が丘地先舗装本復旧工事に係ります工事請負費213万6,000円の減額、固定資産購入費といたしまして、ハンディーターミナル及び水道事業包括業務委託に係ります工具・器具及び備品81万8,000円を減額いたしたいものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補填財源につきましても改正させていただきたいものでございます。

以上、議第1号から議第37号までの37議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第31号につきましては、詳細については担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。ここで午後3時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま町長から、議第31号、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明をさせていただきます。

まず、歳入予算では、町税につきまして、課税者数の減等により個人町民税が464万円の減額でございます。

一方、法人町民税においては均等割分について800万円及び固定資産税においては償却資産の回復等により6,809万円の増額でございます。

また、地方交付税のうち特別交付税が収入見込みにより1,000万円の増額でございます。

次に、保育所運営費負担金について1,804万6,000円の減額、国庫支出金のうち、臨時福祉給付金給付事務費補助金が962万8,000円、社会資本整備総合交付金の竜王インター周辺整備事業分について、それぞれ執行見込みによる減額補正でございます。

次に、がんばる地域交付金でございますが、こちらにつきましては、平成25年度国第1号補正予算による同交付金243万7,000円の交付内示をいただいております。同交付金について町道巡検線に係る改良工事に充当する形で財源振替を行うもの、次の地域経済循環創造事業交付金1,000万円につきましては、平成26年度国補正予算（第1号）において追加された地域経済循環創造事業交付金を活用した同補助金の交付に係って追加するもの、また地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、平成26年度国第1号補正予算による地域消費喚起・生活支援型分として805万1,000円及び地方創生先行型分として1,694万1,000円のそれぞれ追加でございます。

次に、県支出金のうち、介護保険事業費補助金304万3,000円については、システム改修に伴う追加でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金において、執行見込み等による3月補正予算を踏まえて剰余金となることを見込まれる分により、予算計上済みの繰入金について1億2,222万7,000円を減額するもの、公共施設維持管理基金繰入金については、各充当対象事業の執行見込みにより690万円の減額でございます。

次に、前年度繰越金について1,605万5,000円の増額、諸収入のうち自治体クラウド・モデル団体支援事業助成金配分金500万5,000円の追加、

竜王インター周辺地区整備協力金については執行見込み等により2億8,783万2,000円の減額でございます。

次に、町債については、緊急防災減災事業債について執行見込みによる減額及び別に追加する防災対策事業債との財源振替による減額、篠原駅周辺都市基盤整備事業債につきましては、係る負担金の増による増額、その他の各事業債につきましては、それぞれ執行見込みによる減額でございます。

次に歳出予算といたしましては、多くのものが年度末を前に既に執行が終わった予算残額の減額、または決算見込みによる減額補正となっておりますので、主なものについて御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、新電算室環境整備等工事566万9,000円、消防出張所土地造成測量設計業務委託料276万1,000円及び消防出張所等に係る土地取得費1,949万9,000円につきましては、本年度の決算見込みによる減額、次の普通交付税返還金98万9,000円につきましては、平成25年度に実施されました交付税検査において算入基礎数値に錯誤がありましたことから、これにより平成23年度及び平成24年度において受け入れ済みの普通交付税のうち、該当する分についての返還金の追加、次に、総合戦略策定業務委託料1,050万円につきましては、平成26年度国補正予算(第1号)による、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等に係る委託料の追加、次に、篠原駅周辺都市基盤整備事業負担金805万4,000円につきましては、JRとの駅舎・自由通路の協定の変更による協定額の増額等による増額、次に、道の駅指定管理料264万6,000円の増額でございますが、道の駅施設における地域振興施設の増築等に伴い、同施設のエレベーターについて耐震化工事が必要となったことから、これに係って同施設の指定管理者において執行した経費について、基本協定第12条の規定により指定管理料の精算を行うため、増額させていただくものでございます。

次に、介護保険システム改修業務委託料608万6,000円につきましては、介護報酬改定に係るシステム改修でございます。

次に、農地集積協力助成金688万4,000円につきましては、今回の国補正予算(第1号)において、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に対して交付される地域集積協力金が追加されたことから、これの交付に係って補助金を増額するもの、その次の環境保全型農業支援事業補助金511万6,000円の減額につきましては、執行見込みによる減額。

次の農村環境改善センター指定管理料110万円につきましては、同施設における空調機器について故障により取りかえが必要な状況となったことにより、これに伴い、同施設の指定管理者において執行した経費について、基本協定第12条の規定により指定管理料の精算を行うため、増額するものでございます。

次のページに参りまして、1つ目のプレミアム商品券発行事業補助金850万円につきましては、国の平成26年度補正予算（第1号）に係る追加でございまして、このうち地域消費喚起・生活支援型分として交付される交付金のうち850万1,000円を活用して、本町における消費を喚起することで地域経済の活性化を図ることを目的として同補助金を追加するものでございます。

次の地域経済循環創造事業補助金1,000万円につきましては、今回の国補正予算（第1号）において追加された地域経済循環創造事業交付金を活用して、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用に対して補助金を交付する制度が追加されたことから、同補助金の交付に係ってこれを追加するもの、その次の子育て応援軽自動車購入助成事業補助金150万円及び町観光協会補助金150万円につきましては、国の平成26年度補正予算（第1号）に係る追加及び増額でございまして、地方創生先行型分として交付される交付金を活用して、今後、町総合戦略へ盛り込むことが見込まれる事業について、町総合戦略の策定に先駆けて、平成26年度へ前倒して計上し実施する事業に対して充当するものとされており、子育て応援軽自動車購入助成事業補助金については、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」といった目的のもとに、子育て世帯に限定する格好で、地元企業が生産する軽自動車購入に対して補助金を交付するもの、また町観光協会補助金については、「地方における安定した雇用を創出する」といった目的のもとに、観光振興強化事業として観光プロモーション等による地域活性化を図るための事業について、町観光協会を主体として実施するための町観光協会補助金を増額するものでございます。

続きまして、教育厚生施設等整備基金積立金1,000万円、公共施設維持管理基金積立金1,000万円及び災害対策基金積立金600万円でございますが、今回の3月補正予算において、平成26年度における歳入歳出予算に係るおおむねの執行見込みによる、それぞれの増額及び減額を踏まえて、おのおのの基金の充当目的に係る繰り入れは実施しながらも、剰余金となることを見込まれる財源について、財政調整基金における財源不足補填分に対する繰入金予算計上済み分

の組み戻しと合わせて、それぞれ3つの各基金に積み立てるものでございます。

また、再生可能エネルギー等導入促進基金積立金につきましては、平成25年度において中学校体育館屋根に設置いたしました太陽光パネル等の発電設備により生産された電気の活用により、中学校の経常的な電気購入費用の実質軽減分を、同設備の更新時における貴重な財源として活用するため、再生可能エネルギー等導入促進基金へ積み立てるものであり、当電気料から100万円を減額し、売電収入見込みによる増額分と合わせて、同基金への積立金100万2,000円を増額するものでございます。

総合庁舎別館火害復旧等改修工事につきましては、執行見込みによる300万円の減額、次の人件費補正につきましても、執行見込みによる479万5,000円の増額でございます。

次に、繰越明許費でございますが、おのこの事業の遅延等によりまして、（仮称）竜王消防出張所整備事業が5,741万6,000円、番号法対応整備事業108万円、町制60周年記念事業156万6,000円、基幹系システム開発・管理事業950万4,000円、広報・広聴事業72万3,000円、総合戦略策定事業1,150万円、篠原駅周辺都市基盤整備事業3,625万3,000円、りゅうおう子育て応援団事業336万8,000円、環境衛生費・一般管理（環境基本計画策定）482万8,000円、地域経済循環創造事業1,000万円、地域住民生活等緊急支援事業（プレミアム商品券発行事業）851万円、子育て応援軽自動車購入助成事業155万円、観光費・一般管理（観光振興強化事業）150万円、道路橋梁維持補修事業1,994万7,000円、竜王インター周辺地区整備事業2億6,169万4,000円、防災資機材整備事業39万4,000円について、それぞれ地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許措置をお願いし、平成27年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

その次の地方債補正につきましては、緊急防災減災事業債4,880万円について、係る歳出の執行見込みによる減額及び町単独の地域防災拠点施設整備分について、その次の防災対策事業債へ財源振替を行うもの、次の篠原駅周辺都市基盤整備事業110万円につきましては、係る歳出の増額によるもの、その下の社会資本整備事業における社会資本整備分及び防災安全分につきましては、収入見込み等による減額、次の公共施設火災復旧事業債190万円につきましても、係る歳出の執行見込みによる減額でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第31号、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げ、説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 次に、議第38号から議第46号までの9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第38号、平成27年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ61億700万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、総額で1,800万円の減少、率にして0.3%の減となるものでございます。

平成27年度予算に係ります基本的な考え等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして、第五次竜王町総合計画における基本理念に基づいて申し上げますと、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」といたしましては、農業や農村の多面的機能の発揮のため、地域活動等に対する支援として多面的機能支払交付金事業について、また老朽化する農業用施設の維持補修工事としての農業基盤整備促進事業について、実施してまいりたいと考えております。

「みんなが安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、行政情報システムクラウド共同利用事業及び社会保障・税番号制度実施に係るシステム整備、公共施設等総合管理計画策定事業、社会福祉協議会活動事業における地域福祉コーディネーターの設置、町内社会福祉法人による障がいのある方々のための高齢者支援施設の整備に対する補助金の交付、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、住民の安全・安心につなげる地域防災拠点施設の整備、小学校教育用コンピューターの更新整備、竜王幼稚園施設の便所改修工事などを実施してまいりたいと考えております。

「チャンスを活かすたくましいまちづくり」といたしましては、新たな取り組みとして、地域の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、観光振興等を創造しつつ定住・定着を図る地域おこし協力隊事業、平成25年度から引き続き若者等の定住促進に向けた住宅新築・リフォーム助成事業、農林公園施設における道の駅化に向けた駐車場の拡幅、滋賀竜王工業団地の整備に係る事業を実施したいと考えております。また、中学生海外派遣研修事業として、スーサー・マリー市への派遣交流を実施してまいりたいと考えております。

「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」といたしましては、平成27年度が本町の町制60周年となる節目の年となることを踏まえて、記念式典の開催、第五次総合計画策定事業、我がまちが目指す目標の実現に向けて、住民と行政がともに住みよいまちを築く取り組みとなる自発的な活動を促進するような、まちづくりに資する活動を行う団体等に対して補助金を交付するまちづくり活動支援事業、妹背の里施設の屋根修繕、スーサー・マリー市からの友好親善使節団の受け入れ、また竜王町産業フェア事業、ふるさと竜王夏まつり事業、ふるさと文化振興事業、町制60周年記念事業として夏期巡回ラジオ体操会等を実施してまいりたいと考えております。

なお、今後におきましては、引き続き第五次竜王町総合計画を基礎としながら、平成27年度に策定する総合戦略等における人口減少及び地域活性化等に係る課題を乗り越えた上で、竜王町が目指すまちづくりの実現に向けて、町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただく所存でありますとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第39号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億9,100万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、1億330万円の増額、率にしますと8.7%の増となるものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では、制度改正等によるシステム改修が予定されていないことから総務費が522万8,000円の減額、前年度からの医療費の動向を踏まえて、保険給付費が前年度に比べて3,620万8,000円の減額、率にして4.4%の減、内訳として療養諸費が2,646万7,000円、高額療養費が806万円、出産育児諸費が168万1,000円のそれぞれ減額でございます。

後期高齢者支援金等につきましては、高齢者の医療費が増加傾向にあるため、474万5,000円の増額、介護納付金につきましては、介護保険事業費の増加に伴い、409万円の増額、共同事業拠出金につきましては、対象となる医療費の下限が20万円から1円に変更されたこと及び過去3カ年の平均医療費の算定により1億3,295万円の増額としております。

また、保健事業費につきましては、特定健診及び若年健診の受診率見込みにより288万7,000円の増額でございます。

歳入につきましては、歳出に対して国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金及び前期高齢者交付金を、ルールに従い、それぞれ見込ませていただいております。

つきましては、適正に事務処理を行い、歳出に見合う税率となるよう改正を検討しつつ、財政調整基金より繰り入れを行いながら安定した財政運営を図るとともに、税の公平性の観点からも引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第40号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ、医科820万円及び歯科5,140万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、医科につきましては、同額としており、歯科につきましては、30万円の増額、率にして0.6%の増となるものでございます。

医科につきましては、前年度に引き続き指定管理者制度による管理運営を行い、地域医療の充実を図ってまいります。

歯科につきましては、これまでどおり歯科保健センターを中心に予防啓発に努め、外来診療を中心に早期予防並びに早期治療に取り組んでまいります。

また、健康推進並びに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第41号、平成27年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ前年度当初予算と同額の6,090万円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、給食負担金が6,088万5,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で5,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第42号、平成27年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,060万円と定めたものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、4,300万円の増額、率にして6.7%の増となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面的整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、皆様方の御理解、御協力をいただきまして、さらなる水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は5,889万8,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。

また、平成26年8月に総務省から公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、特に計画的かつ効率的な資産管理が必要になることから、本町においても公共下水道事業及び農業集落排水事業について、平成29年度から公営企業会計法の適用開始を目指し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、おおむね住居系の面整備も完了しており、維持管理の時代となることから、さらなる施設の効率的な管理が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第43号、平成27年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,300万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しますと、1,340万円の増額、率にして1.6%の増となり、増加しております保険給付費を勘案したものでございます。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費、要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費、住民税非課税等の低所得者の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費で629万1,000円の増額としております。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業費により、地域支援事業費全体として370万7,000円の増額としております。

歳入につきましては、介護保険料を2億408万8,000円とし、6,425万円の増額と見込んでおります。

その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき、収入額を見込んでおります。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第44号、平成27年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8,960万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、230万円の増、率にして2.6%の増となるものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者保険料は6,303万1,000円で167万円の増額でございます。

繰入金は2,636万1,000円で67万3,000円の増額でございます。これは事務費に係る分及び保険料軽減に係るルール分でございます。

諸収入は20万5,000円でございます。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費は106万1,000円で2,000円の増額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、8,833万8,000円で234万1,000円の増額でございます。

これは、後期高齢者医療の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

諸支出金は、20万1,000円で4万3,000円の減額でございます。

次に、議第45号、平成27年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億6,525万8,000円及び収益的支出の予定額を3億5,934万3,000円、資本的収入の予定額を1億4,000万7,000円及び資本的支出の予定額を2億2,772万1,000円と定めたものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設の耐震化について、年次計画による改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力を行います。

あわせて、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するよう一層の努力をいたすものでございます。

続きまして、議第46号、工事請負契約の締結についてにつきましては、竜王IC周辺地区道路整備工事請負契約の締結でございまして、去る2月13日に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1223番地、村井建設株式会社代表取締役瀬川恵司が金額8,337万6,000円で落札いたしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96条第1

項第5号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

工事の内容につきましては、滋賀竜王工業団地内において、町道谷川線を新規道路として整備するものでございまして、町道仁殿線と町道岡屋仁殿線を接続し、竜王インターチェンジ周辺へのアクセス向上や道路ネットワークの強化を図るものであります。

なお、工期につきましては、平成28年5月31日完成でございます。

以上をもちまして、議第1号から議第46号までの46議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第38号、議第39号、議第40号、議第42号、議第43号及び議第45号の詳細につきまして、順次各担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。ここで午後4時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時15分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** ただいま町長から、議第38号、平成27年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配布いたしております提出議案説明資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、101ページをごらんください。

歳入予算の状況でございますが、町税が31億1,499万3,000円で、前年度に比べて8,406万円の減、率にして2.6%の減と見込んでおります。

これは、固定資産税について町内企業の動向等を踏まえつつ、償却資産の一部回復により702万円の増、町たばこ税について1,000万円の増とする一方で、個人町民税について課税対象者数の減少により310万円の減、法人町民税につきましても、国の税制改正等の影響により1億円の減としたことによるものでございます。

地方譲与税につきましては、総務省推計値及び直近数年間の歳入傾向を踏まえ、300万円の増と見込んでおります。

県税交付金につきましては、地方消費税交付金について1億2,000万円の増としたこと等を受けまして3億3,650万円とし、前年度比1億2,080万円の増、率にして51.1%の増としております。

地方特例交付金につきましては600万円とし、100万円の減、率にして14.3%の減としております。

地方交付税につきましては、平成25年度及び平成26年度に引き続き普通交付税が不交付となる見込みとなる一方で、特別交付税については、直近の傾向を踏まえ、500万円の増、率にして33.3%の増とし、地方交付税総額で2,000万円としております。

分担金及び負担金については、農業基盤整備促進事業に係る地元分担金が増加する一方で、東近江圏域共同事業市町負担金及び保育所運営費負担金が減少することから、総額で7,371万8,000円を計上し、20.0%の減としております。

使用料及び手数料については、幼稚園保育料を初め、預かり保育料、通園・通学自動車使用料、法定外公共物使用料、戸籍住民登録手数料等により総額で3,340万5,000円を計上し、6.7%の減としております。

国庫支出金については、滋賀竜王工業団地造成に係る事業費に対する社会資本整備総合交付金の増加、及び町防災拠点施設の整備及び農林公園施設の道の駅化に向けた駐車場整備に係る社会資本整備総合交付金が皆増、加えて竜王幼稚園施設のトイレ改修を中心とした大規模改造工事に係る施設環境改善交付金が皆増すること等により6億3,131万4,000円とし、前年度に比べて4,239万円の増、率にして7.3%の増としております。

県支出金については、3億9,736万1,000円とし、前年度に比べ985万9,000円の増、率にして2.5%の増としております。

繰入金については、不足する一般財源に充てるため、財政調整基金からの繰り入れ4億6,817万8,000円を、公共施設維持管理基金から1,190万円を繰り入れるなど、繰入金総額として4億8,367万8,000円、15.2%の増としております。

諸収入については、滋賀竜王工業団地整備に係る事業分の減額等により、前年度に比べ13.4%の減、総額で7億9,185万9,000円の計上としております。

町債については1億3,720万円を計上しており、前年度に比べ3,470

万円、率にして20.2%の減となっております。

これは、(仮称)竜王消防出張所の建設に伴う整備に係る緊急防災減災事業債が減少したこと等によるものでございます。

次に、117ページをごらんください。

主な事業等を第五次竜王町総合計画の基本理念に基づく分類ごとに申し上げますと、まず「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等に対する支援を行う多面的機能支払交付金事業が5,244万6,000円、農業用施設の維持補修工事を実施いたします農業基盤整備促進事業が448万2,000円、田んぼの学校推進事業が18万円などがございます。

次に、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」でございますが、社会保障・税番号システム整備及び行政情報システムクラウド共同利用事業等を含む基幹系システム開発・管理事業が6,505万8,000円、公共施設等総合管理計画策定事業が1,287万4,000円、地域福祉コーディネーターの設置を含む社会福祉協議会活動事業が3,284万3,000円、やまびこ福祉会による施設整備補助を含めた障害者施設整備等事業が851万3,000円、118ページに参りまして、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業307万8,000円、県防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化に対応する経費を含めた消防・防災無線保守管理費730万9,000円、町防災拠点施設整備工事及び自主防災組織強化施設整備事業補助金等を含めた防災基盤整備事業が4,543万2,000円、介護保険特別会計繰出金1億1,883万8,000円、後期高齢者医療費1億4,393万8,000円、小学校教育用コンピュータ整備事業1,204万1,000円、竜王幼稚園施設整備事業が2,996万2,000円等を計上しております。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」でございますが、地域の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、観光振興等を創造するとともに、定住・定着を図るための地域おこし協力隊事業815万5,000円、定住促進住宅新築・リフォーム助成事業が1,000万円、農林公園施設における駐車場拡幅に係る土地取得費等を含めた農林公園施設管理事業が6,996万8,000円、竜王インター周辺地区整備事業が8億5,190万円、道路橋梁整備事業1億181万5,000円、中学生海外派遣研修事業が291万7,000円、篠原駅周辺都市基盤整備事業が693万6,000円、定住化促進事業30万円などで

ございます。

次に、「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」でございますが、町制60周年記念事業が203万4,000円、第五次総合計画策定事業が250万円、町制60周年を記念して行う事業に対する補助を含むまちづくり活動支援事業が250万円、妹背の里施設の屋根修繕工事を含む妹背の里管理運営事業が4,236万2,000円、スーサー・マリー市友好親善使節団受入事業が157万5,000円、竜王町産業フェア開催事業が170万円、ふるさと竜王夏まつり事業250万円、町制60周年を記念して行う夏期巡回ラジオ体操会開催経費を含む生涯スポーツ推進事業が709万6,000円などでございます。

次に、「その他」といたしまして、町議会議員改選関連経費が36万2,000円、県議会議員選挙費が611万6,000円、町議会議員選挙費979万円、議員研修事業が132万4,000円、地籍調査事業費1,502万5,000円などでございます。

続きまして、議案書113ページをごらんください。

第2表債務負担行為につきましては、公共施設等総合管理計画策定事業が1,452万6,000円、固定資産評価替調査業務が1,086万6,000円、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について、平成27年度から平成39年度までの間において115万2,000円の範囲内における損失補償、都市計画定期見直し業務226万4,000円、さらに、竜王インター周辺地区整備事業として平成28年度分となる1億9,560万円、町立小学校教育用および校務用コンピューターリース事業9,974万9,000円、町立小中学校AED借上事業92万4,000円、消防団員用制服等整備業務160万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、114ページの第3表地方債につきましては、農林公園施設に係る社会資本整備事業が3,990万円、地方道路等整備事業が900万円、篠原駅周辺都市基盤整備事業が600万円、社会資本整備分に係る社会資本整備事業が520万円、防災安全に係る社会資本整備が2,660万円、防災対策事業が1,440万円、消防防災設備整備事業が90万円、地域防災施設に係る社会資本整備事業が1,120万円、緊急防災減災事業が520万円及び幼稚園大規模改造事業1,880万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、106ページの第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による

一時借入金の借入限度額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第38号、平成27年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 知禿住民税務課長。

**○住民税務課長（知禿雅仁）** 続きまして、議第39号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、3ページからごらんいただきたいと思えます。

歳入ですが、国民健康保険税は2億5,938万8,000円で、前年度と比較いたしますと872万5,000円の減額となります。

4ページの国庫支出金については、療養給付費等負担金として歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれおよそ32%を見込んでおり、1億8,147万8,000円を計上しております。保険給付費の支出見込みにより、前年度と比べて836万円の減額でございます。

高額医療費共同事業負担金は80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおり、662万7,000円を計上しております。これは、県についても同額の負担がございます。

平成20年度から各医療保険者へ特定健康診査が義務づけられました。その費用の国の負担分は117万9,000円を計上しております。こちらも県において同額の負担がございます。

5ページの財政調整交付金は、市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費の支出見込みにより5,304万9,000円で、前年度と比べて763万1,000円の減額でございます。

次に、療養給付費等交付金は8,797万5,000円で、前年度と比べて4,112万6,000円の減額でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療費の費用として支払われるものでございます。退職被保険者制度は、制度の廃止の方針により新規の適用ができないことから退職被保険者数が減少するため、大幅な減額となるものでございます。

次に、前期高齢者交付金は2億7,086万7,000円で、前年度と比べて2,692万6,000円の増額でございます。これは、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、社会保険診療報酬支払基金が行われます。

6ページの県支出金は、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補填するもので、保険給付対策費補助金として107万3,000円を計上しております。

財政調整交付金は、6,481万円で、前年度と比較しますと707万1,000円の増額でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様に、拠出金の4分の1を見込んでおります。

特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に、県の負担分として見込んでおります。

7ページの共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金は2億5,561万円を計上しております。これは、高額な医療費となった場合に、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度であります。平成27年度から保険財政共同安定化事業交付金の対象となる医療費の下限が20万円から1円に引き下げられたことなどにより、前年度と比べて1億3,174万円の増額でございます。

次に、一般会計繰入金は5,701万4,000円で、保険基盤安定の拡充などにより、前年度と比べて822万1,000円の増額、財政調整基金繰入金は3,500万円で、前年度と比べて1,200万円の減額でございます。

8ページの繰越金は718万1,000円で、前年度と比べて611万4,000円の増額でございます。

9ページから10ページの諸収入は178万7,000円で、前年度と比べて13万6,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。11ページをごらんください。

総務管理費は482万5,000円を計上しております。内容といたしましては、国保連合会電算レセプト処理手数料、国保連合会負担金、一般事務経費などで、前年度と比べて523万6,000円の減額でございます。

徴税費は201万2,000円、運営協議会費は28万6,000円でございます。

12ページから14ページにかけてごらんください。

国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費は6億2,518万円を計上しております。これは、就学前までの方は8割、就学後から70歳までの方は7割、71歳から75歳までの方は8割の現物給付でございます。前年度と比べて1,248万円の減額でございます。

退職被保険者等療養給付費は、6,696万円を計上しております。被保険者数の減少により、前年度と比べて1,510万円の減額でございます。

一般被保険者療養費は818万円、退職被保険者等療養費は62万円、審査支払手数料は207万5,000円でございます。

高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は7,235万円で、前年度と比べて931万円の減額、退職被保険者等高額療養費は1,144万円で、前年度と比べて125万円の増額でございます。

一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年と同額でございます。

葬祭諸費及び移送費は、前年と同額でございます。

出産育児諸費は504万3,000円で、前年度と比べて168万1,000円の減額でございます。

15ページの後期高齢者支援金等は1億4,922万円で、前年度と比べて474万5,000円の増額でございます。

これは、各保険者が後期高齢者の医療費のうち、患者負担分以外の部分の10分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金の取りまとめとなります。

前期高齢者納付金等は、歳入でもありました前期高齢者交付金の逆で、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、竜王町国保としての負担金が20万5,000円で、前年度と比べて1万円の増額でございます。

16ページの介護納付金は6,689万円で、前年度と比べて409万円の増額でございます。

これは国民健康保険税の介護納付金分と国・県支出金などを合わせて社会保険診療報酬支払基金へ納付するものです。

次に、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金は2,651万円で、これは、80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておい

た拠出金を財源として費用負担を調整する制度でございます。ただし、財源の一部として国及び県が4分の1ずつ負担しているものです。

また、保険財政共同安定化事業拠出金は2億1,602万円で、これは、1円以上80万円未満の医療費が対象となり、県内市町の拠出金を財源として支給される制度でございます。

17ページの保健事業費については、国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけられましたことで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めるとともに、国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費は1,664万1,000円、保健衛生普及費は662万3,000円でございます。

18ページの基金積立金は15万5,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、前年と同額、繰出金は、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定（歯科）予算へ繰り出すもので、歯科保健センター事業分の200万円でございます。

今後も、保健センターとともに国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって健康寿命の延伸と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第39号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第40号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

特別会計の歳入歳出予算に関する説明書25ページをごらんいただきたいと思います。

医科につきましては、前年度に引き続き指定管理者制度により管理運営を医療法人社団弓削メディカルクリニックにお願いすることから、診療収入は過年度分のみの計上でございます。

26ページの財産収入は46万2,000円で、財政調整基金の利息と保険調剤薬局への普通財産の貸し付けによるものでございます。

財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度の指定管理料を支払うための費用として762万8,000円を計上しております。

歳出でございますが、28ページに、診療施設の運営維持管理として、総務費は743万円8,000円を計上しております。内訳として700万円が指定管理料でございます。

29ページの基金積立金は14万7,000円で、財政調整基金の利息分でございます。

医科診療所では、今年度も指定管理者制度を活用し、民間の医療機関のお力をおかりしまして、地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域に根差した医療・保健事業に努めてまいります。

次に、歯科でございますが、33ページの外来収入は診療所運営の主要な収入として4,096万6,000円を計上し、34ページの介護サービス収入については100万2,000円を計上しております。

事業勘定繰入金の200万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助200万円の繰入金でございます。

35ページの一般会計繰入金につきましては、前年度と同額の500万円でございます。

財政調整基金からの繰入金につきましては、管理用備品の購入分として30万1,000円を計上しております。

歳出でございますが、37ページから39ページにかけて、総務費として、歯科診療所の施設管理費及び町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として4,316万円を計上しております。

次の医業費は791万4,000円を計上しております。

40ページの基金積立金は2万5,000円で、財政調整基金の利子分でございます。

本年度も、虫歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「80歳になっても20本の健康な自分の歯を」という「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所並びに医療機関、地域等との連携を図りながら、乳幼児から高齢者までを対象に、健康づくりは、「健康な歯から」「治療より予防」を合い言葉に、診療業務とあわせて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

また、在宅医療や糖尿病ケアにおいて医科と歯科の連携は大変重要であり、圏域連携も視野に置きながら、事業推進に取り組んでまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、議第40号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により、会議時間を延長することといたしますので、あらかじめ御了承願います。徳谷上下水道課長。

**○上下水道課長（徳谷則一）** 続きまして、議第42号、平成27年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、128ページを、「竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書」につきましては、55ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,060万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと4,300万円の増額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、「竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書」により説明を進めてまいります。

まず、57ページをごらんください。

農業集落排水及び公共下水道の使用料といたしまして、1億7,574万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水が852万円、公共下水道が1億6,722万円であります。

次に、58ページの国庫補助金として、1,050万円を計上させていただいております。前年度と比較しますと1,050万円の皆増でございます。

次に、59ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰入金3億326万7,000円を計上させていただいております。

その内容としまして、農業集落排水事業分として1,823万7,000円、公共下水道事業分2億8,503万円としており、前年度と比較しますと469万2,000円の増額でございます。

次に、60ページの町債でございますが、1億9,000万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億5,540万円と琵琶湖流域下水道事業債3,460万円であります。

前年度と比較しますと2,740万円の増額となるもので、これは、償還元金の増加による資本費平準化債の増額及び特定環境保全公共下水道事業債の増額に伴うものでございます。

次に、62ページの歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費及び施設管理費といたしまして1,662万3,000円を計上させていただいております。前年度と比較しますと7万6,000円の増額となります。

農業集落排水事業の内容といたしましては、電気料が230万円、施設修繕費が86万円、農村下水道使用料等関連業務、農村下水道公営企業法適化支援業務、管路清掃業務及び処理場等の管理委託料1,312万8,000円でございます。

次に、63ページの公共下水道事業費の一般管理費及び施設管理費といたしましては、1億2,484万8,000円を計上させていただいております。

前年度と比較しますと1,522万2,000円の増額となるものです。これは、公共下水道公営企業法適化支援業務の増額によるものです。

公共下水道事業の内容といたしましては、人件費1,360万7,000円、電気料205万4,000円、施設修繕費260万2,000円、公共下水道使用料等関連業務、公共下水道公営企業法適化支援業務、流域投入点等水質検査及び施設の維持管理業務委託料2,695万円、また県に支払います流域下水道維持管理負担金7,008万6,000円、公課費670万円でございます。

次に、64ページの公共下水道管渠築造費といたしまして、5,889万8,000円を計上させていただいております。前年度と比較しますと3,145万6,000円の増額となるものです。

その内容としましては、人件費が506万8,000円、工事請負費といたしまして、2,560万円で、大丸企業団地の布設及びマンホールぶた取りかえ工事を予定しております。

補償費は700万円ですが、これは水道管等の移転補償でございます。

また、備品購入費といたしまして、公用自動車の購入135万1,000円、流域下水道事業建設負担金1,876万4,000円でございます。

次に、65ページの公債費でございますが、4億7,973万1,000円を計上させていただいております。前年度と比較しますと375万4,000円の減額となるものです。

これは、償還金利子の減額によるものでございます。内訳としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億6,022万9,000円と、同利子償還金が1億1,920万2,000円、一時借入金利子が30万円でございます。

次に、議案書の132ページ、第2条の債務負担行為では、公共下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業会計法の適用開始のための下水道公営企業法適化支援業務について限度額の設定をお願いするものです。

次に、下水道事業の公営企業法の第3条の地方債の関係でございますが、133ページの第3表に地方債の限度額といたしまして、1億9,000万円の予定をしているものでございます。

次に、議案書128ページ、第4条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第42号、平成27年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 田邊福祉課長。

**○福祉課長（田邊正俊）** 続きまして、議第43号、平成27年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元配付の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の77ページをごらんいただきたいと思っております。

保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などで、2億408万8,000円とし、前年度に比べ6,425万円の増となっております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億5,006万1,000円、次に、78ページ、調整交付金が2,482万2,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が124万円、包括的支援事業・任意事業が734万9,000円のそれぞれルール分を計上しております。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が2億2,722万8,000円、地域支援事業支援交付金が138万9,000円を計上しております。

79ページの県支出金は、介護給付費負担金が1億1,368万2,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が62万円、包括的支援事業・任意事業が367万4,000円のそれぞれルール分を計上しております。

財産収入は介護給付費準備基金の運用利子1,000円を計上しております。

80ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして1億1,883万7,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が1億143万4,000円、その他一般会計繰入金が1,310万7,000円、地域

支援事業繰入金の介護予防事業が62万1,000円、包括的支援事業・任意事業が367万5,000円でございます。

次に、歳出でございます。

83ページをごらんください。

総務管理費が124万4,000円、賦課徴収費が110万5,000円でございます。

84ページに移りまして、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金を介護認定審査会費として650万1,000円を計上しております。

85ページからの保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が7億4,966万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,309万円、88ページに移りまして、高額介護サービス等費が920万円、特定入所者介護サービス等費が1,706万円、高額医療合算介護サービス等費が105万円、その他保険給付費を含め全体で8億1,155万円を計上しております。

施設介護サービス、地域密着型介護サービスに係る給付費が増加しており、保険給付費全体としては629万1,000円の増額でございます。

89ページから91ページの地域支援事業費のうち、介護予防事業費は496万3,000円とし、特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務に係る委託料、一般高齢者に対する介護予防教室に係る委託料でございます。

また、90ページから91ページの包括的支援事業・任意事業費が2,282万4,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業や家族介護者支援事業に係る委託料でございます。

今後も、住民の皆様の健康づくり、特に介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第43号、平成27年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 徳谷上下水道課長。

**○上下水道課長（徳谷則一）** 続きまして、議第45号、平成27年度竜王町水道

事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,800戸、年間総配水量につきまして168万立方メートル、1日平均給水量につきまして4,200立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施するに当たり、これに係る事業費につきまして2億350万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料112ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億6,525万8,000円と定めたいものでございます。前年度と比較しますと1,762万6,000円の減額でございます。

収益的支出の予定額といたしましては、3億5,934万3,000円と定めたいものでございます。前年度と比較しますと2,198万円の減額でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,939万2,000円、営業外収益が6,585万6,000円、特別利益が1万円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、給水収益が2億9,520万円で、前年度と同額でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、補助金が3,166万円で、前年度と比較しますと818万4,000円の増額、長期前受金戻入が3,176万1,000円で、前年度と比較しますと399万9,000円の減額でございます。

特別利益の主な収入といたしまして、修繕引当金取崩額につきましては、前年度の地方公営企業会計制度の見直しに伴いまして修繕引当金を取り崩しましたことから0円となり、前年度と比較しますと2,186万円の減額、貸倒引当金戻入益が1万円で、前年度と同額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億4,382万1,000円、営業外費用が1,532万2,000円、特別損失が0円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、県水受水費が1億7,129万7,000円、減価償却費が7,460万2,000円、資産減耗費が900万円、人件費が2,782万2,000円、委託料が3,605万円でございまして、その他の営業費用につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。

営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が1,331万2,000円

等でございます。

さらに、第4条予算でございますが、資本的収入の予定額といたしまして、1億4,000万7,000円と定めたいものでございます。前年度と比較しますと1億3,146万3,000円の増額でございます。

資本的支出の予定額といたしましては、2億2,772万1,000円と定めたいものでございます。前年度と比較しますと1億246万8,000円の増額でございます。

資本的収入の主な収入といたしまして、建設改良費に伴います企業債が1億500万円、国からの水道水源開発等施設整備費に係る補助金が2,600万円及び消火栓設置や薬師地先配水管布設替工事に伴う下水道補償費負担金に係る他会計負担金が900万7,000円でございます。

資本的支出の主な支出といたしまして、管路布設替工事等の設計委託料及び工事費に係る改良事業費が2億350万円、企業債償還金が2,182万1,000円等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして8,771万4,000円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただくこととしております。

次に、予算書の2ページをごらんください。

第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、施設保守点検業務委託を平成28年度から平成30年度までの期間、2,450万円を限度額に、水道事業変更認可等策定業務委託を平成28年度までの期間、370万円を限度額とし、第6条で企業債の限度額を1億500万円に、第7条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第8条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,782万2,000円、交際費2万円、第9条で一般会計から受ける補助金といたしまして3,166万円、第10条でたな卸資産購入限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第45号、平成27年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 4 9 議員派遣について**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第 4 9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 2 6 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 5 時 1 3 分